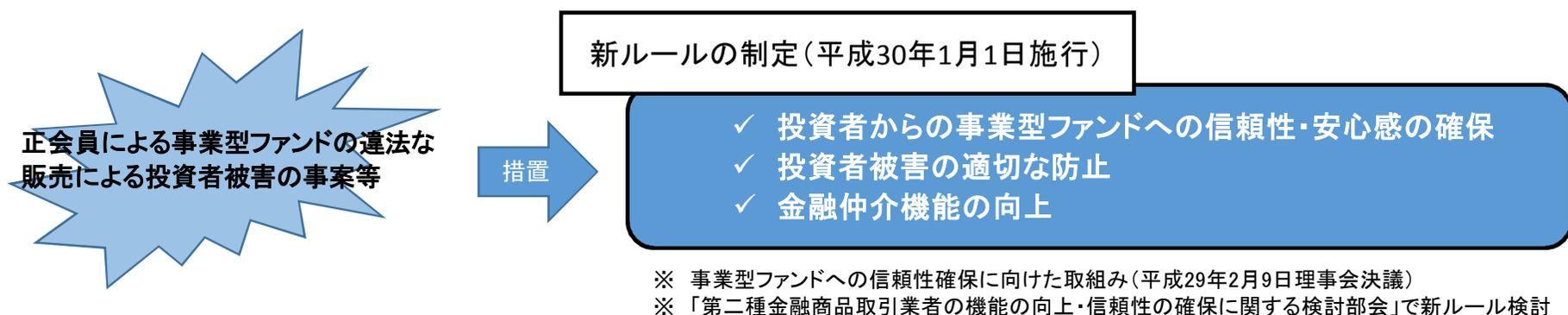


「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」のポイント

平成29年6月19日

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○ 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」のポイント



1. 正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化

- (1) 正会員は、事業の実在性、財務状況、事業計画の妥当性などについて、適正に審査を行う。
- (2) 審査の結果、不相当と認められた場合には、事業型ファンドの私募の取扱い等を行わない。

2. 正会員による勧誘の適正化

正会員は、顧客に対して、事業者等の財務状況・財務情報、資金使途・事業計画の概要、分別管理の方法など重要な事項について分かりやすく説明する。

3. 正会員による事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充

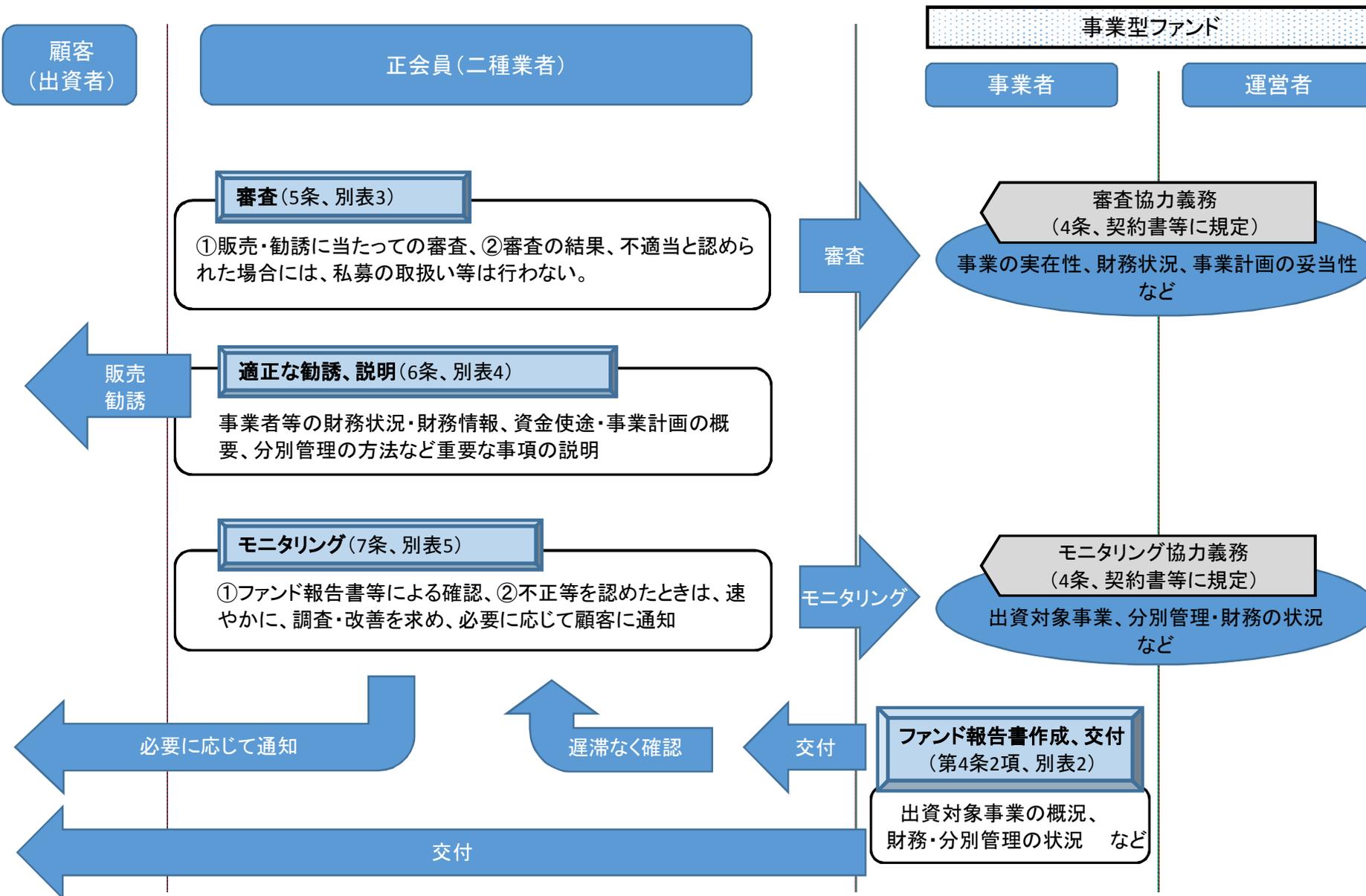
- (1) 正会員は、事業者から交付されたファンド報告書等により、事業者・運営者の出資対象事業の状況及び分別管理の状況等について、確認を行う。
- (2) 出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを認めたときは、速やかに、事業者に対し調査、改善を求め、必要に応じて顧客に通知する。

4. 事業者によるファンド報告書の作成、交付

事業者は、各決算期にファンド報告書(出資対象事業の概況などを記載した報告書)を作成、顧客に交付する。

※ 「事業型ファンド」は、集団投資スキーム持分のうち、有価証券又はデリバティブ取引に対する投資が運用財産の50%以下のものをいう。
ただし、商品ファンド、不動産ファンド、競走馬ファンド、クラウドファンディング規制の対象となるファンドや、出資者の全員が適格機関投資家等であるものは除く。

< 例 : 事業型ファンドの私募の取扱い >



< 例 : 事業型ファンドの自己私募 >

